

無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる
農薬の空中散布時に生じた事故発生後の取扱いについて

1 趣旨

無人ヘリコプター及び無人マルチローター防除事業に係る危被害防止対策については、農林水産省が定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和5年4月1日施行)、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和5年4月1日施行)及び「宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」(令和5年4月1日施行。以下「県ガイドライン」という。)によるものとするが、無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる空中散布時の事故発生後の取扱いについては、以下のとおり定める。

2 実施主体が行うべきこと

- (1) 操縦者及び補助者等の協力を得て、事故の実態と原因把握を行う。
- (2) 事故の種類、実態に応じた拡大防止策を講じるため、必要に応じて、公共機関、公的機関、関係農業団体、関係指導機関、無人ヘリコプター及び無人マルチローター取扱会社、農薬会社等に対し、協力を要請する。
- (3) 「県ガイドライン」第4の2に基づき、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に伴う事故報告書」(別記様式3)又は、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に伴う事故報告書」(別記様式4)を以下の第1報から最終報まで作成し、事故発生地を管轄する県の地方振興事務所に提出する。
事故報告書は、事故発生後直ちに第1報(事故の概要、初動対応等)を、事故発生から1か月以内に最終報(事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定)をそれぞれ作成し、地方振興事務所宛てに提出する。
- (4) 「県ガイドライン」第4の4に基づき、「無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に伴う事故報告書(航空法に基づく事故及び航空法に基づく重大インシデント)」(別記様式5)を事故発生地を管轄する県の地方振興事務所長に提出する。
- (5) 事故後に講じた拡大防止対策について、状況を確認するとともに再発防止に向けた取組を補助者等を含めた関係者に周知徹底する。
- (6) 事故により損害を被った周辺住民又は地域の関係者に対し、必要に応じ再発防止に向けた取組を説明し、理解を求める。

3 県及び県地方機関が取り組むこと

- (1) 事故の種類・状況に関する情報を収集し、必要に応じて県庁内関係課公所に協力を要請する。
- (2) 実施主体が講じた拡大防止対策及び再発防止策を確認し、不十分と判断される場合は実施主体に対し指導を行う。
- (3) 当該実施主体を含めた県内無人ヘリコプター及び無人マルチローター防除の関係者、関係団体に対する再指導(文書通知、対策会議の開催等)を行う。
- (4) 2の(3)及び(4)により事故報告を受けた地方振興事務所長は、内容を精査の上、農政部長宛て報告を行う。

4 その他

- (1) その他、対応策を協議する上で必要な事項が生じた場合は、その都度、協議する。
- (2) 重大な事故で報道機関等への対応が必要となる場合は、原則として実施主体が主として対応し、県が副として対応する。

附則

令和5年2月10日施行

令和6年4月 1日施行